

『ふるさと納税ワンストップ特例制度』とは、確定申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に**確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組み**です。

制度を利用できる条件

以下2点を満たす場合に限り適用されます。

- ① 確定申告や住民税申告をしないこと
- ② ふるさと納税寄附自治体が5自治体以内であること

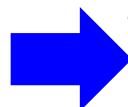
手続き方法

【必着】令和8年1月10日まで

寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ特例申請）



本人確認書類
下記の1～3の
いずれかの書類



※申請書に貼付

1	マイナンバーカードの写し（両面） <u>※コピーが不鮮明であったり、必要な情報箇所が切れているなどの不備にご注意ください。</u>	
2	通知カードの写し 又は住民票の写し （個人番号付き） <u>※氏名・住所等が一致しない通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。</u>	 + 次の顔写真入り身分証明書のうち いずれかの写し1点 ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・特別永住者証明書 ・運転経歴証明書 ・在留カード ・身体障害者手帳 ほか
3	通知カードの写し 又は住民票の写し （個人番号付き） <u>※氏名・住所等が一致しない通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。</u>	 + 次のうちいずれかの写し2点 ・印鑑登録証明書 ・納税証明書 ・健康保険の被保険者証（健康保険証） ・写真なし身分証明書（資格証明書など） ・国民年金手帳 ・住民票

本人確認書類が添付されていない場合、書類に不備があった場合は、ワンストップ特例制度を適用することができません。封入前に、再度ご確認をお願いいたします。

※上記の添付書類に記載の住所は「申告特例申請書」の住所と一致する必要があります。

受付完了の通知

ワンストップ特例申請書の受付完了通知につきましては、寄附申込時に登録されたメールアドレスに通知いたします。

また、ワンストップ特例申請書を提出後、住所・氏名などに変更（電話番号は除く）があった場合には、令和8年1月10日まで（必着）に「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届書」及び変更後の内容が記載された本人確認書類を提出してください。

※ワンストップ特例制度の詳細は、「総務省ふるさと納税ポータルサイト」でご確認ください。

ワンストップ申請書を提出後に確定申告された場合は、確定申告が優先されます。

お問い合わせ先

〒298-8501 千葉県いすみ市大原7400番地1
いすみ市役所 ふるさと納税担当
TEL: 0470-62-1022
E-mail: furusato@city.isumi.lg.jp